

表中互選權ヲ有セザル者トハ互選權ヲ有スル者ノ最低稅額以上ヲ納ムルモ年齡滿三十歲以下ノモノ、女戶主、神官、僧侶、現役陸海軍々人等ニシテ互選權ヲ得サルモノアリ。納稅額ノ最高最低ヲ舉グレバ千二百九十五圓七十九錢(行方)六百七圓四十三錢六厘(新治)ナリトス

第二〇〇

衆議院議員選舉

明治三十一年

選舉區	月日	直接國稅十五圓以上ヲ納ムル者		選權ヲ有セザル者		計	直接國稅十五圓以上ヲ納ムル者	選權ヲ有セザル者
		士族	平民	計	計			
第一區(水戸、東茨城、鹿島、那須、那珂、久慈)	八月十日	1133	2971	4104	228	4332	1133	228
第二區(多賀、那珂、久慈)	三月十五日	1808	3165	4973	228	5201	1808	228
第三區(西茨城、鹿島、那須、那珂)	"	556	3165	3721	228	3949	556	228
第四區(結城、鹿島、那須、那珂)	"	556	3165	3721	228	3949	556	228
第五區(新治、波治)	"	404	3165	3569	228	3797	404	228
第六區(北相馬、南相馬)	"	35	3165	3200	228	3428	35	228
總計	八月十日 三月十五日	4332	17363	21695	1184	22889	4332	1184

第二〇一 縣 會

年次	通常會日數	臨時會度數	議 員		族 平	民 合	員 計
			定 員	士 族			
明治三十一年	15	2	17	18	1	1	36
明治三十年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十九年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十八年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十七年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十六年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十五年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十四年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十三年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十二年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十一年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十年	15	2	17	18	1	1	36
明治十九年	15	2	17	18	1	1	36
明治十八年	15	2	17	18	1	1	36
明治十七年	15	2	17	18	1	1	36
明治十六年	15	2	17	18	1	1	36
明治十五年	15	2	17	18	1	1	36
明治十四年	15	2	17	18	1	1	36
明治十三年	15	2	17	18	1	1	36
明治十二年	15	2	17	18	1	1	36
明治十一年	15	2	17	18	1	1	36
明治十年	15	2	17	18	1	1	36
明治九年	15	2	17	18	1	1	36
明治八年	15	2	17	18	1	1	36
明治七年	15	2	17	18	1	1	36
明治六年	15	2	17	18	1	1	36
明治五年	15	2	17	18	1	1	36
明治四年	15	2	17	18	1	1	36
明治三年	15	2	17	18	1	1	36
明治二年	15	2	17	18	1	1	36
明治元年	15	2	17	18	1	1	36

第二〇二

縣會議員選舉

明治三十二年九月二十五日

年次	通常會日數	臨時會度數	定 員	士 族	族 平	民 合	員 計
明治三十一年	15	2	17	18	1	1	36
明治三十年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十九年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十八年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十七年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十六年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十五年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十四年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十三年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十二年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十一年	15	2	17	18	1	1	36
明治二十年	15	2	17	18	1	1	36
明治十九年	15	2	17	18	1	1	36
明治十八年	15	2	17	18	1	1	36
明治十七年	15	2	17	18	1	1	36
明治十六年	15	2	17	18	1	1	36
明治十五年	15	2	17	18	1	1	36
明治十四年	15	2	17	18	1	1	36
明治十三年	15	2	17	18	1	1	36
明治十二年	15	2	17	18	1	1	36
明治十一年	15	2	17	18	1	1	36
明治十年	15	2	17	18	1	1	36
明治九年	15	2	17	18	1	1	36
明治八年	15	2	17	18	1	1	36
明治七年	15	2	17	18	1	1	36
明治六年	15	2	17	18	1	1	36
明治五年	15	2	17	18	1	1	36
明治四年	15	2	17	18	1	1	36
明治三年	15	2	17	18	1	1	36
明治二年	15	2	17	18	1	1	36
明治元年	15	2	17	18	1	1	36

郡 市 職 員	選 舉 權 有 ス ル 者	被 選 舉 權 有 ス ル 者	有 効 無 効	票 効	投 票 セ ザ ル 者
水戸市	583	226	306	7	269
東茨城	571	214	485	38	823
西茨城	368	215	297	41	712
那珂	543	94	400	23	712
久慈	214	86	180	17	101
多賀	214	67	147	17	101
鹿島	214	86	180	17	101
行方	214	86	180	17	101
新治	214	86	180	17	101
筑波	214	86	180	17	101
眞壁	214	86	180	17	101
結城	214	86	180	17	101
猿島	214	86	180	17	101

郡市	議員	選舉權ヲ有スル者	被選舉權ヲ有スル者	投票	効無効	投票セザル者
北馬	二	二六二〇	一、四七〇	有	効無効	
總計	三八	五八八四三	二六五六六			九、九九

第二〇三 郡會議員選舉

明治三十二年九月三十日

郡	議員	選舉權ヲ有スル者	被選舉權ヲ有スル者	郡	議員	選舉權ヲ有スル者	被選舉權ヲ有スル者
東茨城	三五	五、〇三三	二、五五二	新築	三七	五、七六八	五、〇三三
西茨城	一六	三、六八三	三、一九七	真波	二七	三、八三三	三、〇六六
那珂	三五	五、三三八	一、〇五一	結城	三三	四、九六五	四、〇三三
久慈	三五	六、〇七八	四、四七三	北馬	二九	三、八八三	三、〇七〇
多賀	三三	二、八三四	一、七五三	相馬	二七	三、八八三	三、〇七〇
鹿島	三三	二、八三四	一、七五三	雜計	三九	五、八二六	四、二二二
行方	三三	二、八三四	一、七五三				
稻敷	三三	二、八三四	一、七五三				

第二〇四 市會

明治三十二年十二月三十一日

市	議員	選舉權ヲ有スル者	被選舉權ヲ有スル者
水戸	一〇	八、〇六	一、三七六
士族	一〇	五七〇	一、三六九
平民	一〇	五七〇	一、三六九
合計	二〇	一、四〇六	二、七三九

全三十年	全二十九年	議員	選舉權ヲ有スル者	被選舉權ヲ有スル者
一三	九	二二	一、三〇〇	三九一
?	?	二六	一、二九六	四〇五

第二〇五 町村會 (X) 雜族

明三十二年十二月三十一日

郡	町會設置		村會設置		議員	選舉權ヲ有スル者	被選舉權ヲ有スル者
	議員	選舉權ヲ有スル者	議員	選舉權ヲ有スル者			
東茨城	三	四六	三	三三	三	八、三三〇	八、五四二
西茨城	二	二二	二	二二	二	四、五七二	四、〇六一
那珂	三	三三	三	三三	三	四、五七二	四、〇六一
久慈	三	三三	三	三三	三	四、五七二	四、〇六一
多賀	三	三三	三	三三	三	四、五七二	四、〇六一
鹿島	三	三三	三	三三	三	四、五七二	四、〇六一
行方	三	三三	三	三三	三	四、五七二	四、〇六一
新治	三	三三	三	三三	三	四、五七二	四、〇六一
筑波	三	三三	三	三三	三	四、五七二	四、〇六一
真壁	三	三三	三	三三	三	四、五七二	四、〇六一
結城	三	三三	三	三三	三	四、五七二	四、〇六一
北馬	二	二二	二	二二	二	三、四八五	三、〇三三
總計	四二	五八一	四二	四二	四二	一、〇三六	一、〇三六
明治三十一年	四四	五五九	四四	四四	四四	一、〇二八	一、〇二八
全三十年	四四	五五九	四四	四四	四四	一、〇二八	一、〇二八